



平成 26 年 1 月 30 日

各 位

会 社 名 昭和飛行機工業株式会社
 代表者名 代表取締役社長 酒巻 三郎
 (コード：7404、東証第二部)
 問合せ先 管理本部副本部長 浅見 勇
 (TEL. 042-541-2109)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 1 月 30 日開催の取締役会において、以下のとおり、三井造船株式会社（以下「三井造船」といいます。）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うこと（以下「本自己株式処分」といいます。）について決議しましたので、お知らせいたします。

なお、本日、三井造船は、当社株式を対象とする公開買付け（公開買付期間：平成 26 年 1 月 31 日から平成 26 年 3 月 17 日、買付価格：1,650 円、買付予定数：10,000,000 株、買付予定数の下限：8,311,207 株、買付予定数の上限：10,000,000 株。以下「本公開買付け」といい、本公開買付け及び本自己株式処分を総称して「本取引」といいます。）を公表しており、本自己株式処分は当社の保有する自己株式を本公開買付けに応募するために行うものです。また、当社は、本日公表いたしました「三井造船株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及び三井造船株式会社との資本業務提携のお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けに賛同の意見を表明しております。

1. 処分要領

(1) 処 分 期 日	平成 26 年 3 月 24 日 (月)
(2) 処 分 株 式 数	普通株式 1,770,000 株 (注)
(3) 処 分 価 額	1 株につき 1,650 円
(4) 資 金 調 達 の 額	2,920,500,000 円
(5) 募集又は処分方法 (処 分 予 定 先)	第三者割当の方法による (三井造船株式会社 1,770,000 株)
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(注) 本自己株式処分は、本公開買付けへ応募するために行われるものです。本公開買付けには買付予定数の上限及び下限が設定されております。本公開買付けにおける応募株主の応募株券等の総数が買付予定数の上限（10,000,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、金融商品取引法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行うこととなるため、本自己株式処分における処分株式数の一部に申込みがないこととなり、当該部分に係る本自己株式処分に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。また、本公開買付けにおける応募株主の応募株式の総数が買付予定数の下限（8,311,207 株）に満たない場合または本公開買付けが撤回された場合には、応募株券等の全部の買付け等が行われなため、本自己株式処分に係る申込みがないこととなり、本自己株式処分に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。なお、本公開買付けの概要は次のとおりです。

公開買付者の名称	三井造船株式会社
対象者の名称	昭和飛行機工業株式会社
買付け等を行う株券等の種類	普通株式
買付等の期間	平成 26 年 1 月 31 日（金曜日）から平成 26 年 3 月 17 日（月曜日）まで（31 営業日）
買付等の価格	普通株式 1 株につき 1,650 円
買付予定の株券等の数	買付予定数 10,000,000 株
	買付予定数の上限 10,000,000 株
	買付予定数の下限 8,311,207 株
買付等の決済をする金融商品取引業者の名称	SMB C 日興証券株式会社

2. 処分の目的及び理由

本自己株式処分は、当社の保有する自己株式を本公開買付けに応募するために行うものです。また、当社は、本日公表いたしました「三井造船株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及び三井造船株式会社との資本業務提携のお知らせ」に記載のとおり、平成 26 年 1 月 30 日開催の取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、処分予定先との間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結することを決議し、平成 26 年 1 月 30 日に本資本業務提携契約を締結いたしました。当社は、本資本業務提携契約において、自己株式 1,770,000 株について本公開買付けに応募することを合意しております。

(1) 本公開買付けの賛同表明の根拠及び理由

①本公開買付けの概要

当社は、三井造船より、本公開買付けの概要について、以下の説明を受けております。

三井造船は、本日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場している当社株式 10,262,793 株（注）（当社が平成 25 年 11 月 13 日に提出した第 110 期第 2 四半期報告書（以下「第 110 期第 2 四半期報告書」といいます。）に記載された平成 25 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 33,606,132 株に対する割合（以下「株式所有割合」といいます。）30.54%（小数点以下第三位四捨五入。以下、株式所有割合について同じとします。)) を実質的に所有し、当社を持分法適用関連会社としております。この度、三井造船は、平成 26 年 1 月 30 日開催の取締役会において、当社を連結子会社化することを目的として、当社株式につき本公開買付けを行うことを決議したとのことです。

（注）三井造船が三井住友信託銀行株式会社に信託したうえで、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託された当社株式 5,131,000 株（議決権行使の指図権は三井造船に留保されております。）に、三井造船が直接所有する当社株式 5,131,793 株を加えた株式数です。

本公開買付けにおいては、当社を連結子会社化することを目的とするものであるため、買付予定数の下限を 8,311,207 株（株式所有割合 24.73%。なお、本公開買付けにより当該 8,311,207 株の買付け等を行った後に三井造船が実質的に所有することとなる当社株式は 18,574,000 株（株式所有割合 55.27%））としており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（8,311,207 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。

また、三井造船は、本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持しながら、資本関係を出来る限り強化する方針であるとのことであり、買付予定数の上限を 10,000,000 株（株式所有割合 29.76%。なお、本公開買付けにより当該 10,000,000 株の買付け等を行った後に三井

造船が実質的に所有することとなる当社株式は 20,262,793 株（株式所有割合 60.29%）と設定しているとのことです。したがって、応募株券等の総数が買付予定数の上限（10,000,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、金融商品取引法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行うとのことです。

②当社及び三井造船における本公開買付けの意思決定に至る過程及び理由

三井造船は、「社会に人に信頼されるものづくり企業であり続ける」ことを企業理念としているとのことです。

この企業理念のもと、船舶海洋、機械、プラント、社会インフラ、その他 IT・サービス関連など広範囲の事業分野において培った複合技術とグローバルな事業活動で積み重ねた経験を総合的に調和させた製品・サービスを提供する“ものづくり企業”として、社会や人々からの期待に応え信頼を高めることを経営の基本方針としているとのことです。

この基本方針に基づき「顧客満足の向上」、「従業員尊重」、「社会の発展への寄与」、「利益追求」を経営姿勢として掲げ、全てのステークホルダーに対し企業として存続する価値を評価されるよう努めているとのことです。そのために、経営環境の変化に迅速に対応できる意思決定体制と株主重視の公正な経営システムの構築・維持に取り組んでいるとのことです。

三井造船は、経営環境が大きく変化を遂げる中、経営課題にスピード感をもって対応しなければならない今がまさに正念場という認識のもと、平成 26 年度から平成 28 年度までの中期経営計画（以下「14 中計」といいます。）を前倒しで策定しているとのことです。

14 中計では、平成 29 年の三井造船創立 100 周年に向けて「新たな 100 年の礎を築く」をキャッチフレーズとして、「持続的成長と収益安定性を兼ね備えたバランスの取れた事業ポートフォリオの実現」を目指しているとのことです。ありたい姿を達成するため、（1）製造事業の変革、（2）エンジニアリング事業の拡大、（3）事業参画・周辺サービス事業の拡大という 3 本の戦略の柱、及び（4）経営基盤の強化からなる基本方針を策定し、グループ総合力やグローバル展開による事業拡大のための体制構築に取り組み、事業領域の変革による持続的成長基盤の確立と、ビジネスモデルの変革による収益の安定化を推し進めているとのことです。

一方、当社は、昭和 12 年、東京都昭島市に航空機製造を目的として設立され、昭和 36 年 10 月に東京証券取引所市場第二部に上場いたしました。現在は、航空機製造で培った技術と経験を活かして、航空機機装品やタンクローリ等の特殊車両、軽量・強度素材のハニカム等の輸送用機器関連の製造・販売業を営む一方で、広大な社有地を活用したショッピングセンター及び事務所ビル等の不動産賃貸事業並びにホテル、ゴルフ等のホテル・スポーツ・レジャー事業を当社及び子会社 8 社により展開しております。

当社は、経営ビジョンとして「企業価値の向上」、「安定収益の確保」、及び「企業の社会的責任」を掲げ、「事業構造の転換」及び「競争力の強化」を加速させ、売上高の拡大を伴った利益成長を達成することを基本方針とし、「製造部門の再建」、「不動産部門の収益拡大」、及び「子会社経営体質の強化」を重点課題として進めてまいりました。「不動産部門の収益拡大」につきましては、「草かんむりのまちづくり」構想の推進に向け、道路等のインフラ整備を開始し、第一ステップとしてアウトドア・ライフに特化した商業施設の開発を進めており、着実に前進しています。

また、「子会社経営体質の強化」につきましては、リーマンショック等の影響を受けておりましたが、事業領域の見直し・拡大やコスト削減等の諸施策の実施により業績は回復傾向にあり、経営体質は改善の方向にあります。

一方、「製造部門の再建」につきましては、売上拡大と原価低減等を図ることにより、輸送用機器関連事業セグメントにおきまして、平成 20 年度の約 13 億円の損失から、平成 24 年度には営業損失が約 3 億円まで減少し、再建まであと一歩のところまで改善しています。

しかしながら、当社を取り巻く環境は厳しい状況が続くと予想されることから、「製造部門の再建」

を達成するためには、更なる売上高の拡大、コストの削減のための対策を実施することが課題となっております。

三井造船は、14 中計を達成するために様々な検討をしてきたとのことです。その中で、三井造船は、昭和 32 年に当社株式を取得して以来、増資等を経て所有株式数を増やしてきた当社との関係を一層強化することで、シナジー効果を生み出せるのではないかと考えていたとのことであり、平成 25 年 9 月頃に、当社株式を追加取得し、両社の企業価値の向上を図ることについて提案し、当社との間で具体的な協議を開始し、継続しておりました。その結果、当社及び三井造船は、本公開買付けを通じて当社と三井造船との一層の資本関係の強化を行うことが、以下に示すように両社における事業基盤の更なる強化を進めることを可能とし、当社、ひいては三井造船グループ全体の企業価値向上に寄与するとの結論に至り、三井造船は、平成 26 年 1 月 30 日開催の取締役会において、本公開買付けを実施すること及び本資本業務提携契約を締結することを決定したとのことです。

当社は、不動産賃貸事業セグメントを主軸に三井造船とは異なるビジネスモデルで安定的な収益を上げていますが、製造部門にあたる輸送用機器関連事業セグメントは損失が続いており、当社が改善策を実施し事業展開しているところです。そこで、今回の公開買付けを通じて両社の資本強化を図り、両社の経営資源を有効的に活用することで、当社の製造部門の再建が加速し、当社の更なる収益の積み上げが図られ、三井造船にも安定した収益が還元されることが期待できます。

具体的には、当社は、新規事業及び新商品の開発並びに既存商品の用途拡大及び応用製品への展開について、三井造船が持つ情報や技術及びノウハウを活用することができます。当社の将来的な課題である価格競争力の向上については、三井造船の生産管理のノウハウの共有による当社の工場生産の効率化や、三井造船の集中購買のノウハウを利用した当社の調達コストの低減が可能となります。さらに、三井造船の技術力や三井造船に寄せられる情報の提供を受けることで、当社の製造分野における新規製品及び事業の創出に関する開発と事業展開の期間短縮への寄与が期待できます。その他にも、三井造船の支社、支店、子会社等の拠点を活用することで、当社製品の販売拡大に繋げることが可能となると共に、当社の将来的な海外展開においても、三井造船の海外拠点や人材を活用することで、より円滑な事業推進が可能となると考えております。また、東京証券取引所市場第一部に上場する三井造船の連結子会社となることで当社の信用力が高まり、今後の不動産業務の収益拡大のための投資資金がより円滑、効率的に調達できることが期待できます。

次に、三井造船の 14 中計においても、当社の製造部門である航空機事業やハニカム材料の技術は、三井造船の既存事業に該当するものがなく、当社が三井造船グループ傘下に加わることで、14 中計の事業領域の変革への足がかりになることが期待できます。また、当社の海運市況に左右されない安定した収益が、三井造船にも還元されることで、14 中計の目指す「収益の安定化」への寄与が期待できます。その他にも当社の製造部門の立て直しを通じて、グループ経営の強化が進展し、14 中計の 3 本の戦略の柱の下支えとなっている「経営基盤の強化」にも貢献することが期待できます。

以上の取り組みを通じ、当社の製造部門における早期の利益貢献に加え、三井造船と当社との開発ノウハウの共有、共同開発の推進、人材の横断的な活用等を進めることにより、両社の継続的な成長を実現させ、グループ全体における更なる競争力の向上を見込んでおります。このように、当社及び三井造船は、本公開買付けを通じて、これまでに培われた両社の信頼関係を土台としたより強固な資本関係を構築することにより、両社の企業価値を高めることができるものと考えております。

なお、本公開買付けの成立後には、両社でシナジー効果を上げるためのプロジェクトチームを組成し、各部門において個別に具体的なシナジー効果を検討し、早期実現に向けて取り組んでまいります。

また、三井造船によれば、当社の現在の経営陣及び従業員には、引き続き事業運営の中核として事業の発展に尽力してもらいたいと考えているとのことです。したがって、三井造船は、本公開買付け成立後も当社の現在の経営体制を維持する方針であるとのことであり、現在、三井造船は、三井造船が当社に派遣している取締役 1 名に加えて、当社に新たに役員を派遣する予定はないとのことです。

当社は、平成 26 年 1 月 30 日開催の取締役会において、上記シナジー効果を考慮すると、本公開買付けにより当社が三井造船の連結子会社となることで今後の当社のさらなる成長・発展と企業価値の一層の向上に資すると判断するとともに、本公開買付けにおける買付予定数の上限は、当社が本公開買付け

後も上場を維持するという目的と本公開買付けに応募する当社株主の応募株式を可能な限り多く買い付けるという観点から妥当なものであり、買付予定数の下限は、当社を連結子会社化するという目的から妥当なものであると判断し、上記当社の企業価値・株主価値の向上に関する検討、三井造船の意向、当社及び三井造船から独立した第三者算定機関である野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）より取得した当社株式に関する株式価値算定書（当該株式価値算定書における1株当たり株式価値の算定結果：市場株価平均法：1,112円～1,159円、類似会社比較法：1,390円～1,859円及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法：1,176円～1,760円）並びに当社及び三井造船から独立した法律事務所である佐藤総合法律事務所からの法的助言並びに本自己株式処分の必要性及び相当性に関する意見を踏まえた上で、大熊一正氏を除く当社取締役9名の一致により、本公開買付けに賛同する旨を決議しました。また、野村証券より取得した株式価値算定書に照らせば、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）は一定の合理性があると考えられるものの、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け後も当社株式の上場が維持される予定であるため、当社の株主としては本公開買付け後も当社株式を所有することにも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様の判断に委ねることを決議しております。

なお、当社の取締役である大熊一正氏は、三井造船の従業員を兼務しているため、意思決定における公正性を可及的に確保する観点から、本公開買付けに関する当社取締役会における審議及び決議には一切参加しておりません。また、上記取締役会には当社監査役の3名全員が出席し、いずれも、当社取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べております。

（2）本公開買付けに自己株式を応募するに至った根拠及び理由

当社は、上記のとおり、本公開買付けにより当社が三井造船の連結子会社となることで今後の当社のさらなる成長・発展と企業価値の一層の向上に資すると判断し、本公開買付けに賛同する旨を決議するとともに、本公開買付け価格は一定の合理性があると考えられるものの、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け後も当社株式の上場が維持される予定であるため、当社の株主としては本公開買付け後も当社株式を所有することにも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様の判断に委ねることを決議いたしました。

当社は、本公開買付けに自己株式を応募することで、当社が不動産賃貸事業の収益拡大及び輸送用機器関連事業再建をより確実なものとするために「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」「（2）調達する資金の具体的な用途」に記載の設備投資等の資金需要を満たすことが可能となること、また、本公開買付け価格は、本取引の公表日の前営業日である平成26年1月29日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値1,136円に対して45.25%（小数点以下第三位四捨五入、以下割合の数値について同じ）、平成26年1月29日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,159円（小数点以下四捨五入、以下円の数値について同じ）に対して42.36%、平成26年1月29日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,139円に対して44.86%、平成26年1月29日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,127円に対して46.41%のプレミアムをそれぞれ加えた価額であり、後記「5. 処分条件等の合理性」「（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容」のとおり特に有利な処分価格に該当しないものと判断していることから、本取引により当社が三井造船の連結子会社となるとともに、本自己株式処分により資金調達を行うことが当社の企業価値向上及び株式価値の向上に資すると判断し、当社の保有する自己株式を本公開買付けに応募することを、平成26年1月30日開催の取締役会において決議いたしました。

なお、本自己株式処分を決議するにあたっては、自己株式の処分による資金調達により、当社が不動産賃貸事業の収益拡大及び輸送用機器関連事業再建をより確実なものとするための設備投資等の資金需要を満たすことが可能となることに加え、銀行借入れ、社債発行及び新株予約権付社債等の負債性の資金調達手段では、本自己株式処分のように当社の財務基盤を強化しつつ資金調達を行うことは達成できないものであり、また公募による自己株式の処分では、市場株価にプレミアムを付した価額を払込価格とすることは困難であること等の点から、他の資金調達手段との比較を行っております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	2,920,500,000円
② 発行諸費用の概算額	3,000,000円
③ 差引手取概算額	2,917,500,000円

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 2 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用及びその他諸費用です。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本自己株式処分により調達する差引手取概算額 2,917 百万円の使途につきましては、当社の不動産賃貸事業における賃貸物件の建築及び改修、並びに新規事業への投資に充当する予定であります。

具体的な使途につきましては以下のとおりです。

本自己株式処分による資金調達は、下記のとおり、平成 26 年 4 月以降に随時支出する予定であります。

なお、「1. 処分要領」に記載のとおり、本公開買付けには買付予定数の上限が設定されており、本公開買付けにおける応募株主の応募株券等の総数が買付予定数の上限（10,000,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、金融商品取引法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行うこととなるため、本自己株式処分における処分株式数の一部に申込みがないこととなり、差引手取概算額は減少いたします。その場合には、一時的には手元資金の使用で対応し、その後金融機関からの新規借入等を検討いたします。

また、支出時期までの資金管理につきましては、銀行預金で運用する予定です。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
不動産賃貸事業における賃貸物件建設のための設備投資 ① <内容> ・新規商業施設（注1）の建設 ・賃貸用建物（注2）の建設	1,780 1,580 200	平成 26 年 11 月～平成 27 年 9 月 平成 27 年 4 月
不動産賃貸事業における既存物件の改修のための設備投資 ② <内容> ・既存商業施設（注3）の改修	900	平成 26 年 4 月～平成 27 年 4 月
輸送用機器関連事業における新規事業への投資 ③ <内容> ・低カリウム野菜の量産事業の開始に要する費用（注4）	160	平成 26 年 8 月～平成 26 年 10 月
④ 銀行からの借入金の返済（注5）	77	平成 26 年 4 月～平成 26 年 6 月

- (注) 1 当社は、J R 青梅線昭島駅北口側に所有する製造工場として使用されていた敷地の一部（約 100,000 m²）を再整備し開発する計画を進めておりますが、その第一ステップとして、約 23,000 m²を再整備してアウトドア・ライフに特化した商業施設を建設し、アウトドア関連商品を扱う店舗を誘致する予定であり、当該新規建設資金等に充当いたします。
- 2 当社は、J R 青梅線昭島駅北口側の現在未利用地となっている土地約 3,700 m²の一部（約 1,200 m²）に、地上 3 階建ての建物を建設し、賃貸する計画（既存のお客様向けの増築）を推進中で、当該建設資金に充当いたします。
- 3 当社は、J R 青梅線昭島駅前に賃貸用商業施設（ショッピングセンター、映画館及びゲームセンター等を含む複合商業施設。名称：モリタウン）を保有しており、当該商業施設の競争力維持・向上のため屋外飲食施設（名称：オープンモール）のリニューアルやエスカ

レーターの更新等の資金に充当いたします。

- 4 当社は、テストプラントによる野菜の生産技術の研究開発を行ってまいりましたが、平成26年1月、会津富士加工株式会社が開発した低カリウム野菜生産のライセンスを用いて、当社が培ってきた航空機製造の品費管理ノウハウを活用し低カリウム野菜の量産事業を行うことを決定しました。低カリウム野菜については、カリウム摂取を制限されている方々に提供するものです。この生産のため、既存施設を改修して完全閉鎖型植物工場を設置する予定であり、当該建設資金に充当いたします。
- 5 銀行から調達している長期借入金の約定返済に充当いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に充当することは、当社が不動産賃貸事業の収益拡大及び輸送用機器関連事業再建をより確実なものとすることに貢献するものであり、また、一層の財務基盤の強化を図ることができると判断しております。これに加えて、本取引により当社が三井造船の連結子会社となることで、両社の提携関係を深化させ、シナジーを最大限に発揮できるものと考えております。

したがって、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載した資金使途には合理性があると判断しております。

5. 処分条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額は、処分予定株式の全てを本公開買付けに応募するため、本公開買付け価格と同じ価額としました。

当社は、本公開買付け価格が、本取引の公表日の前営業日である平成26年1月29日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値1,136円に対して45.25%、平成26年1月29日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,159円に対して42.36%、平成26年1月29日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,139円に対して44.86%、平成26年1月29日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,127円に対して46.41%のプレミアムをそれぞれ加えた価額となっており、本自己株式処分は、特に有利な処分価格に該当しないものと判断しており、本公開買付けに当社の保有する自己株式を応募することで本公開買付けと同じ価額で本自己株式処分を行うことは妥当であると判断しております。

また、当社の取締役会に出席した全監査役は、本自己株式処分は、処分価額について、取締役会決議の直前営業日の終値に45.25%のプレミアムを加えた価額であり、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案すると、適正かつ妥当であり、特に有利な処分価格に該当しない旨の意見を表明しております。

なお、当社が本公開買付けに当社の保有する自己株式を応募するに至った根拠及び理由については、「2. 処分の目的及び理由」「(2) 本公開買付けに自己株式を応募するに至った根拠及び理由」をご参照ください。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分の処分数量である普通株式1,770,000株が、本自己株式処分により、三井造船に対して割り当てられることで、平成25年9月30日現在の当社普通株式の発行済株式総数33,606,132株（総議決権31,304個）に対する割合は5.27%（総議決権数に対する割合5.65%）となり当社普通株式につき1株当たりの議決権割合が希薄化することになります。

一方で当社は「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に充当することは、当社が不動産賃貸事業の収益拡大及び輸送用機器関連事業の再建をより確実なものとすることに貢献するものであり、また、一層の財務基盤の強化を図ることができると判断しております。これに加えて、本取引により当社が三井造船の連結子会社となることで、両社の提携関係を深化させ、シナジーを最大限に発揮できるものと考えております。

また、処分数量である1,770,000株は、本公開買付けが買付け予定数の下限（8,311,207株）で成立し

た場合に、三井造船が当該 8,311,207 株の買付け等を行った後に実質的に所有することとなる当社株式 18,574,000 株から当社が三井造船に割り当てる 1,770,000 株を控除した当社株式数 16,804,000 株に係る議決権数が 16,804 個となるように設定しております。当社の第 110 期第 2 四半期報告書記載の総株主の議決権の数 (31,304 個) に、同第 2 四半期報告書記載の単元未満株式の数 (281,702 株 (自己株式に係る単元未満株式数を除く。)) 及び自己株式の数 (2,020,430 株) の合計数 (2,302,132 株) に係る議決権の数 (2,302 個) を加えた総株主の議決権数は 33,606 個であり、16,804 個は、総株主の議決権数 33,606 個の過半数となる数です。

すなわち、当社は、本公開買付けが成立するためには、三井造船が本公開買付け前に実質的に所有する当社株式に係る議決権数と、本公開買付けにより三井造船が当社を除く当社株主から買付ける株式に係る議決権数が、当社の総株主の議決権数の過半数を超えることが必要となるようにすることで、少数株主の皆様に配慮した処分数量としております。

以上のとおり、当社は、本自己株式処分は当社の企業価値及び株式価値の向上にもつながるものと考えているため、その処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

6. 処分予定先の選定理由等

(1) 処分予定先の概要

(1) 名 称	三井造船株式会社		
(2) 所 在 地	東京都中央区築地五丁目 6 番 4 号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 田中 孝雄		
(4) 事 業 内 容	船舶海洋/機械/エンジニアリング/その他		
(5) 資 本 金	44,384 百万円 (平成 25 年 9 月 30 日現在)		
(6) 設 立 年 月 日	昭和 12 年 7 月 31 日		
(7) 発 行 済 株 式 数	830,987,176 株 (平成 25 年 9 月 30 日現在)		
(8) 決 算 期	3 月 31 日		
(9) 従 業 員 数	(連結) 9,881 人 (平成 25 年 9 月 30 日現在)		
(10) 主 要 取 引 先	船舶海洋、機械、エンジニアリングの分野において営業を展開しており多数の取引先を有しておられます。		
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社三菱東京 UFJ 銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社百十四銀行、中国銀行		
(12) 大株主及び持株比率 (平成 25 年 9 月 30 日現在)	三井物産株式会社 (常任代理人資産管理サービス信託銀行株式会社)	5.17%	
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3.85%	
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3.38%	
	株式会社百十四銀行	3.06%	
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行退職給付信託口)	2.81%	
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	当社は処分予定先の普通株式 2,092,000 株を保有しております。また、処分予定先は当社の普通株式 10,262,793 株を保有しております。		
人 的 関 係	当社は処分予定先より社外取締役 1 名の派遣を受けております。		
取 引 関 係	当社は処分予定先に当社の所有する建物及び土地を賃貸しております。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当社は処分予定先の関連会社であり、処分予定先は当社のその他の関係会社です。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期

連 結 純 資 産	193,748	209,631	207,313
連 結 総 資 産	686,325	655,929	660,397
1株当たり連結純資産(円)	198.40	219.17	212.24
連 結 売 上 高	589,209	571,852	577,093
連 結 営 業 利 益	38,895	31,420	24,001
連 結 経 常 利 益	36,216	32,345	26,162
連 結 当 期 純 利 益	13,493	17,880	△8,207
1株当たり連結当期純利益(円)	16.29	21.59	△9.91
1株当たり配当金(円)	4.00	4.00	3.00

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

※処分予定先は、東京証券取引所市場第一部に上場しており、処分予定先が同取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、同取引所のホームページにて確認することにより、当社は、処分予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

(2) 処分予定先を選定した理由

当社は、「2. 処分の目的及び理由」「(1) 公開買付けの賛同表明の根拠及び理由」「③当社における本公開買付けの意思決定に至る過程」に記載のとおり本公開買付けに賛同の意見を表明しております。また、当社は、「2. 処分の目的及び理由」「(2) 本公開買付けに自己株式を応募するに至った根拠及び理由」に記載のとおり、本公開買付けに当社の保有する自己株式を応募することを決議しております。当社は、本公開買付けに当社の保有する自己株式を応募するために、三井造船を処分予定先として選定いたしました。

(3) 処分予定先の保有方針

処分予定先からは、本自己株式処分により処分する当社普通株式（以下「処分予定株式」といいます。）の保有方針について、中長期的に継続して保有する意向であることを確認しております。

なお、当社は、処分予定先より、払込期日後2年以内に、処分予定株式の全部又は一部を第三者に譲渡した場合には、当社に書面により報告する旨、及び当社が当該報告内容等を東京証券取引所に報告し、当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 処分予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、処分予定先の払込みに要する財産の存在について、処分予定先が平成25年11月11日に関東財務局長に提出した第111期第2四半期報告書により、当該処分予定先が処分予定株式の払込金額の払込みに足りる現預金その他流動資産を保有していることを確認しております。

7. 処分後の大株主及び持株比率

処分前（平成25年9月30日現在）		処 分 後	
三井造船株式会社	15.27%	三井造船株式会社	20.54%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・三井造船株式会社退職給付信託口）	15.27%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・三井造船株式会社退職給付信託口）	15.27%
株式会社三井住友銀行	4.63%	株式会社三井住友銀行	4.63%
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/BERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS（常任代理人 香港上海銀行東京支店）	4.20%	BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/BERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS（常任代理人 香港上海銀行東京支店）	4.20%
三井住友信託銀行株式会社	4.17%	三井住友信託銀行株式会社	4.17%

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3.28%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3.28%
CREDIT SUISSE LUXEMBOURG) S. A. ON BEHALF OF CLIENTS (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行)	2.98%	CREDIT SUISSE LUXEMBOURG) S. A. ON BEHALF OF CLIENTS (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行)	2.98%
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLIENT ACCOUNT (常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社)	2.59%	CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLIENT ACCOUNT (常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社)	2.59%
野村ホールディングス株式会社	2.48%	野村ホールディングス株式会社	2.48%
フォスター電機株式会社	1.65%	フォスター電機株式会社	1.65%

(注) 持株比率は、小数点以下第三位を四捨五入して計算しております。

8. 今後の見通し

本自己株式処分による当社の平成 26 年 3 月期業績予想への影響は軽微であります。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

しかしながら、本公開買付けにより当社は三井造船の連結子会社となり、支配株主の異動が生じることから、当社は、当社及び三井造船との間で利害関係のない佐藤総合法律事務所より、当社が本公開買付けに当社が保有する自己株式を応募するために行う本自己株式処分について、必要性及び相当性に関する意見を取得しております。

当該意見の内容は以下のとおりです。

- (a) 当社が本公開買付けに応募するために本自己株式処分を行い、かつ、本公開買付けに関して賛同意見を表明すること（以下「当社取引」といいます。）の目的は、当社が三井造船の連結子会社となることにより、上記「2. 処分の目的及び理由」の「(1) 公開買付けの賛同表明の根拠及び理由」及び「2. 処分の目的及び理由」の「(2) 本公開買付けに自己株式を応募するに至った根拠及び理由」に記載のとおり、当社と三井造船の信頼関係を土台としたより強固な資本関係を構築し、両者の企業価値を向上させる点にあるところ、かかる当社取引の目的には合理性が認められる。
- (b) 上記(a)の目的を達成するためには、三井造船に対して当社の株式を割り当てる必要があるため、本自己株式処分という方法には必要性が認められる。
- (c) 当社は、当社及び三井造船から独立した第三者算定機関としての野村證券より取得した株式価値算定の結果を踏まえた上で、三井造船と利害関係を有しない役員のみによって当社取引の意思決定を行う予定であり、当社取引の意思決定過程の手續において、その公正性を疑わせるような特段の事情は存在しない。
- (d) 本公開買付け価格は、野村證券による株式価値算定の結果を参考として、当社と三井造船が対等の立場で交渉を行ったうえで、当該算定結果の範囲内で決定されており、また、本公開買付け価格には相当なプレミアムが付加されているため、当社取引における対価には一定の合理性が認められる。
- (e) 以上より、本自己株式処分には必要性があり、また、本自己株式処分の意思決定過程及び条件には不合理な点は認められないため、相当性も認められる。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (連結)

	平成 23 年 3 期	平成 24 年 3 期	平成 25 年 3 期
連 結 売 上 高	20,740,526 千円	21,808,824 千円	22,077,783 千円

連結営業利益	1,079,657千円	1,486,739千円	1,271,202千円
連結経常利益	641,016千円	1,129,199千円	959,998千円
連結当期純利益	242,641千円	489,618千円	575,572千円
1株当たり連結当期純利益	7.68円	15.50千円	18.22千円
1株当たり配当金	6.00円	6.00円	7.00円
1株当たり連結純資産	787.10円	792.13円	825.22円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成25年9月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	33,606,132株 (自己株式を含む。)	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
始値	660円	639円	546円
高値	800円	670円	1,160円
安値	504円	382円	388円
終値	639円	546円	660円

② 最近6か月間の状況

	平成25年 8月	9月	10月	11月	12月	平成26年 1月
始値	897円	889円	1,500円	1,130円	1,136円	1,200円
高値	975円	1,540円	1,501円	1,253円	1,244円	1,200円
安値	865円	883円	1,120円	1,063円	1,071円	1,071円
終値	901円	1,500円	1,130円	1,122円	1,236円	1,136円

(注) 平成26年1月については、平成26年1月29日までの株価です。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成26年1月29日
始値	1,113円
高値	1,144円
安値	1,133円
終値	1,136円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

11. 処分要項

(1) 処分株式数	1,770,000株
(2) 処分価額	1,650円
(3) 処分価額の総額	2,920,500,000円
(4) 処分方法	第三者割当の方法により全株式を三井造船に割り当てる
(5) 申込期間	平成26年3月18日(火)
(6) 払込期日	平成26年3月24日(月)
(7) 処分後の自己株式数	253,509株 ただし、平成26年1月30日以降の単元未満株式の買取りによる変動数は含めておりません。

12. その他の事項

本公開買付けが成立した場合には、処分予定先である三井造船は、本公開買付けによる取得分により、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当する見込みであります。三井造船の異動後の議決権の数及び議決権所有割合は、本公開買付けの結果により変動するため、当該異動については、確定次第、お知らせいたします。

以上